

告示第4号

授与物授与に対する礼金を下記のとおり改め、2026年7月1日から実施する。

2025年7月1日

宗務総長 木 越 渉

記

1 授与礼金（1 寺院の部・2 門徒の部）

別紙のとおり

以 上